

売買契約書

売主 篠栗町（以下「甲」という。）と買主 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、
甲が所有する物件の売払いについて次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 物件名 水槽付消防ポンプ自動車

(2) 車 名 三菱ファイター

(3) 車体番号 FK618E721024

(4) 排気量 8.20 リットル

(5) 数量 1 台

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金〇〇, 〇〇〇円)

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇, 〇〇〇円を、甲の定める方法により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 第1項の契約保証金には利息を付さない。

3 乙が第5条第1項に定める義務を履行しないとき、甲は第1項の契約保証金を違約金として甲に帰属させることができる。ただし、甲が乙に対し、別途、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることを妨げない。

(売買代金の納入)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 〇〇, 〇〇〇円を本契約締結日より14日以内に、甲の定める方法により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金を
 売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項に定める金額を同項に定める納入期日までに納入しなかったときは、篠栗町財務規則第122条の規定に基づき計算した金額を遅延利息として、甲の定める方法により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び引渡し)

第7条 売払物件の所有権は、乙が売払代金を完納したときに甲から乙に移転する。

2 前項の規定にかかわらず、甲が売払物件に対し、甲の費用負担において消防装備品等の取り外し及び一時抹消登録等の手続きを必要とする場合、当該作業が完了するときまで売払物件の所有権は、なお、甲に保留される。

3 売払物件は、前2項の規定によりその所有権が移転したときに現状のまま、乙に対し、引渡しがあったものとする。

(運搬及び再度登録手続)

第8条 売払物件の運搬及び再登録手続は乙が行い、当該運搬及び再度登録手続に必要な費用は乙が負担するものとする。

2 売払物件を乙が運搬する日時は、別途甲、乙協議して定めるものとするが、前条第3項の引渡し後、30日以内に行うことを原則とする。また、物件引渡し日時については、別途甲が指定する書類にて報告しなければならない。

3 前項の規定により協議して定められた日時までに、乙が売払物件を運搬することができなかった場合、甲が売払物件を処分しても乙は、異議を述べることができない。

(危険負担)

第9条 乙は、第7条第1項の規定により本物件の所有権が乙に移転した後、本物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失または毀損した場合、甲に対して売買代金等の減免を請求できないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、乙に対し本物件を現状有姿において引き渡すものとし、何ら契約不適合責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号に定める事由が生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、第4条に定める契約保証金は違約金として甲に帰属する。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、この契約に定める義務に違反したとき。

(3) 乙が、この契約の締結にあたり虚偽の申請をおこなったことが判明したとき。

(4) 乙が、暴力団または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(返還金等)

第 12 条 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った第 3 条に規定する売買代金を返還する。

2 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は乙の負担とする。

3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が本物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は乙の負担とし、甲に対しその償還を求めることはできない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約の締結に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 14 条 この契約に関して、甲乙間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所として紛争の解決に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に関して、疑義が生じたときまたはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号

篠栗町

篠栗町長 三 浦 正

乙